

2021年度

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

【2年短縮型】

法律科目試験問題：憲法（配点：100点）

注意事項

- 1 机上に各自の「受験票」を出しておくこと。
- 2 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 3 問題冊子は、全部で2ページである。
解答用紙は、全部で8ページである。
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 4 解答用紙は切り離さないこと。
解答用紙は、8ページを超えて使用することはできない。
- 5 解答用紙の上部所定欄に、1ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、
2ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 6 解答は、第1問は1ページから、第2問は5ページから記入すること。
- 7 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。

(憲法)

第1問

以下の文章を読んで、後の設問に答えなさい。

Y市M地区には、M地区周辺の住民が結成した俳句サークルである「K俳句会」(以下「本件句会」という)という団体があり、毎月第4火曜日にY市立M公民館(以下「M公民館」という)で句会を開催していた。また、M公民館は、毎月1回、公民館だより(以下「本件たより」という)を発行していた。2010年10月末頃、当時のM公民館主幹から本件句会の代表に対して、本件句会の俳句を本件たよりに掲載してはどうかとの提案があり、本件区会はそれを了承した。そして、本件句会の代表が特選として評価した俳句のうち、会員から最も多くの票を獲得したものを秀句と呼び、これを本件たよりに掲載することとした。M公民館は、2010年11月以降3年8ヶ月間、各月発行の本件たよりに秀句を掲載し、その掲載に当たっては、本件句会の名称と作者が明示された。

本件句会の会員であるXは、2014年6月、本件句会において、「梅雨空に『9条守れ』の女性デモ」との俳句(以下「本件俳句」という)を詠み、本件俳句は秀句として選出された。しかし、公民館主幹は、本件俳句が世論を二分するようなテーマのものであるため、本件たよりにふさわしくないとして、その掲載を拒否した。そこで、XはY市に対し、M公民館の職員である公民館主幹が、本件俳句を本件たよりに掲載しなかったことにより精神的苦痛を受けたと主張して、国家賠償法1条1項に基づき、慰謝料等の支払いを求め提訴した。

問 M公民館の主幹が本件俳句を本件たよりに掲載しなかった行為が憲法によりXに保障されている権利を侵害し憲法に違反するといえるか否かについて、関連する判例に必ず言及しつつ、検討しなさい。

(配点：60点)

(憲法)

第2問

天皇の公的行為について論じなさい。

(配点：40点)

<出題の趣旨等 2020年度 憲法>

〔出題の趣旨〕

第1問は、M 公民館の主幹が本件俳句を本件たよりに掲載しなかった行為が憲法によりXに保障されている権利を侵害し憲法に違反するといえるか否かについて、検討することを求めている。M 公民館の主幹が本件俳句を本件たよりに掲載しなかったことによつていかなる憲法上の権利の侵害が発生しているといえるかについてはいくつかの選択肢があり得るが、中心となるのは表現の自由を保障する憲法21条である。

第2問では、天皇の公的行為をめぐる議論が正確に理解されているかが問われている。

なお、言うまでもないが、他の論述式試験科目と同じく、法科大学院で学ぶ上での基本的学力として、文章の正確な読解力、論理的な推論、分析、判断を的確に行うことのできる能力、および思考のプロセスと結果とを明確に表現する能力があるかどうか、前提として問われている。

〔配点〕

第1問 60点

第2問 40点

〔採点基準〕

・第1問について

本問の検討に当たっては、いかなる憲法上の権利侵害を主張するかは各自の判断に委ねられている。しかし、まずはいかなる憲法上の権利侵害を主張するかとの関係で、その選択が説得的であることが求められる。次に、そこで侵害されたと主張される憲法上の権利との関係で、本問に示された事情にそくしつつ、関連する判例や学説を参照しながら、本問における被侵害利益の内容・性格と、侵害行為の態様の内容・強度を具体的に分析した上で、本問に適用されるべき判断枠組みを適切に提示することが求められる。同時に、各自が提示した判断枠組みを本問で問題となっている本件俳句の本件たよりへの掲載拒否行為に適切に適用しつつ、本問における上記の掲載拒否行為が合憲といえるか否かに関する各自の見解を説得的に展開することが求められる。

・第2問について

本問については、公的行為の意義と問題とされてきた具体例、公的行為という類型が認められるべきか否かに関する議論、公的行為なるものが認められるべきとされる場合の実質的根拠と憲法上の根拠規定、公的行為該当性の判断基準、公的行為が認められるとされる場合の効果について論じられることが求められる。